

自治(まちづくり)基本条例とは

自治(まちづくり)基本条例は、「市民が主体的に協働して、まちづくりを進めていくためのルール」です。

まちづくりの基本となる考え方や、まちづくりを進める上での市民、議会、行政それぞれの役割、市民参加の仕組みなどを定めたものです。



条例制定の背景と必要性

市では、これまでも沢山の人が関わり合い、まちづくりを進めてきました。しかし近年では、市を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

このような中で、今後のまちづくりの進め方の基本的なルールを改めて確認することが、この条例を制定する大きな理由です。

※十和田市を取り巻く環境の変化

地方分権の進展

これからのまちづくりは、これまで以上に、地域自ら考え、自ら決めていかなければなりません。

人口の減少と高齢者の増加

少ない人口で社会を支える少子高齢社会では、様々な人・団体が元気に活動していくことが求められます。

地域課題の多様化・複雑化

市民や企業・団体等も地域課題に目を向けて、サービス内容や優先順位を考えて対応していく必要があります。

十和田市自治(まちづくり)基本条例素案の検討経緯

公募委員、推薦委員、学識経験者で組織する「十和田市自治基本条例市民検討委員会」は、平成22年8月に十和田市長から委嘱を受け、平成24年2月まで21回の会議を開催し、自治基本条例について検討してまいりました。

市民検討委員会は、20歳以上の市民を対象に行った「まちづくりに関するアンケート」、中学生、高校生及び市内各種団体との「意見交換会」、市民が自発的にまちづくりについて話し合う「しゃべり場」などから、十和田市民の問題意識、課題、必要とする取組みなどを市民目線で把握し、それらを「策定小委員会」において、チャート(表)に取りまとめました。このチャートをもとに、市役所内に設置された庁内検討委員会との協働により、分かりやすさや実効性の視点から条例の素案を検討してまいりました。

平成24年3月2日、市民検討委員会は、検討経緯、チャート及び条例素案等をまとめた検討結果報告書を市長へ提出しました。



十和田市自治(まちづくり)基本条例素案のイメージ

参画

まちづくりに積極的に参加しましょう。みんなの参加でまちはもっと住みよくなります。



議会・議員



市民

地域経営

協働

市民・議会・行政などが、まちをより良くするために、役割を分担して、お互いに足りないところを補って協力しましょう。

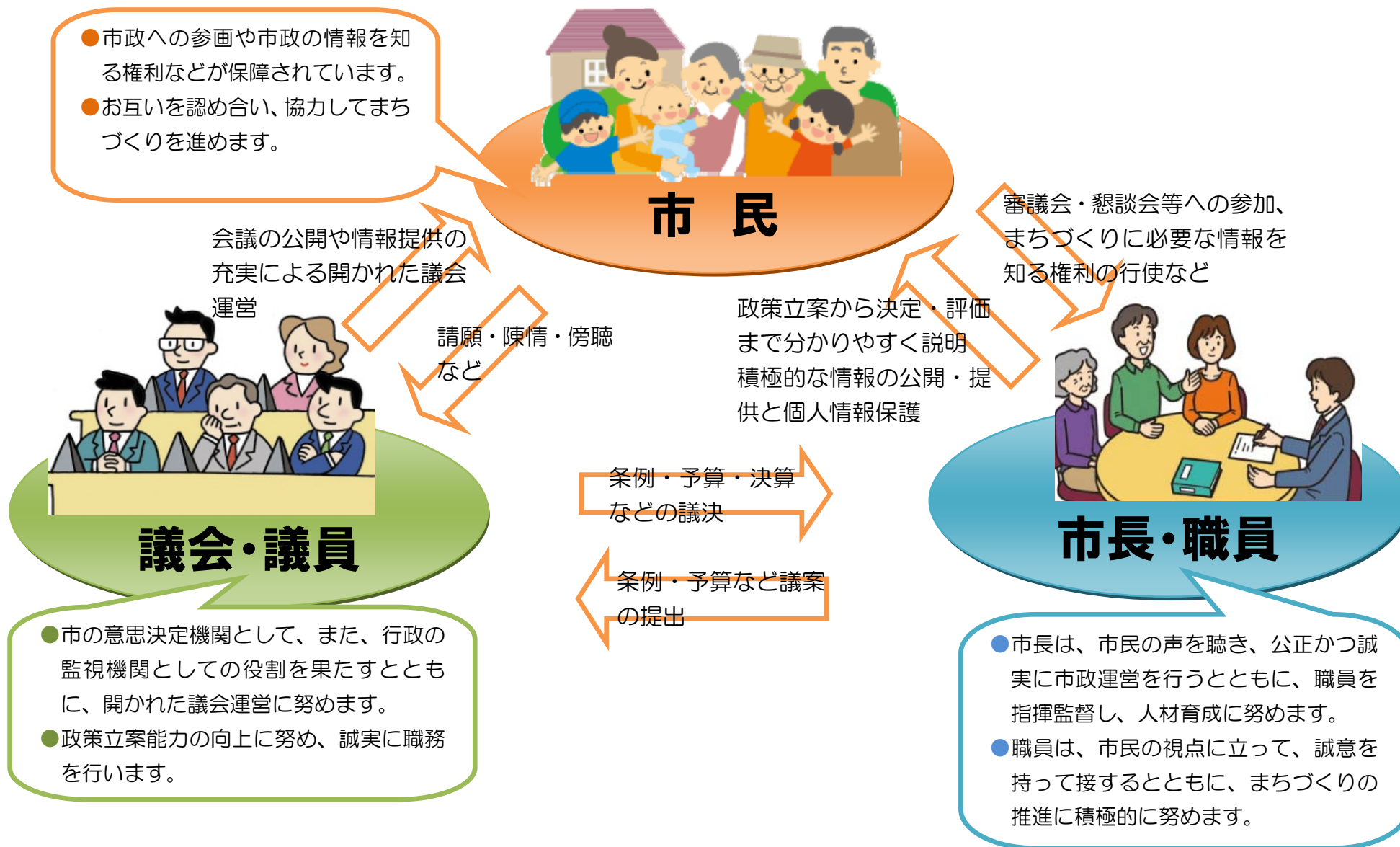
情報共有

まちづくりを行うために、必要な情報の共有に努めましょう。



市長・職員

十和田市自治(まちづくり)基本条例素案のイメージ(詳細)



十和田市自治(まちづくり)基本条例素案の構成

前 文

第1章 総 則 (目的、定義、条例の位置づけ)

第2章 私たちのめざすまち

第3章 子ども (子どもの権利等)

地域づくりの担い手

第4章 市 民

(市民の権利、市民の責務)

第5章 議会及び議員

(議会の役割と責務、市民にか
れた議会、議員の役割と責務)

第6章 市長及び職員

(市長の役割及び責務、職員の
役割と責務)

第7章 地域経営

(行政経営の基本、総合計画等、健全な財政運営、評価、行政改革、危機管理)

第8章 情報の共有

(情報の共有、説明・応答の責任)

第9章 市民の市政への参加

(市政への市民参画、住民投票)

第10章 施行後の検証と見直し (条例の推進、条例の検証と見直し)

※この条例素案の特徴

特徴1. 最も基本となるルールです

この条例は、市のまちづくりに関する最も基本となるルールです。他の条例や規則、まちづくりに関する制度などは、この条例に合うような内容とします。

特徴2. 「子ども」を章にしています

子どもは、市の将来を担う大切な宝です。子どもがまちづくりに参加する権利、健やかに育つ環境の整備、地域で大切に守り育てるという思いなどを第3章にまとめています。

特徴3. 市民が条文素案を作りました

公募委員、推薦委員、学識経験者による市民検討委員会が、基本的な考え方をまとめ、条文素案を作りました。

特徴4. 「です・ます調」です

この条例は、市民のみなさんに読んで活用して頂くことに意味があります。このため、「です・ます調」の柔らかい文章表現となっています。